

## 令和7年分 年末調整 改正ポイントの留意点

令和7年分の年末調整では、控除額や申告書の取扱いなどに複数の改正があり、支給時期によって「改正前」「改正後」が混在します。

ここでは、実務担当者の皆さまが押さえておくべき主要な5つの改正ポイントをわかりやすく整理しました。

### 扶養控除・配偶者控除の所得基準が引き上げ！

令和7年分から、扶養親族および配偶者の所得制限が緩和されます。

区分	改正前	改正後
源泉控除対象配偶者	所得 95 万円以下 (給与 150 万円以下)	所得 95 万円以下 (給与 160 万円以下)
控除対象扶養親族	所得 48 万円以下 (給与 103 万円以下)	所得 58 万円以下 (給与 123 万円以下)

・新たに対象となった源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族がいる場合は、それらを記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を改めて給与の支払者に提出します。

・「異動月日及び事由」欄には、「令和7年12月1日改正」と明記しておくとうわかりやすいでしょう。

**注：**「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式は改訂されていません。

注意事項なども改正前のままですので、誤って旧基準で判定・記入しないよう十分ご注意ください。

### 「特定親族特別控除」の新設

今回の改正で、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。

適用を受ける場合は、「令和7年分給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

・この申告書は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「所得金額調整控除申告書」「特定親族特別控除申告書」を兼ねた統合様式（基・配・特・所）です。

**注：**提出先は給与の支払者（勤務先）です。

申告漏れがないよう、対象となる従業員には早めの案内を行いましょう。

### 基礎控除・給与所得控除の見直し

基礎控除および給与所得控除が見直され、所得金額に応じて控除額が変動します。

これにより、各種控除申告書への記載内容の確認がより重要になります。



- ・「**基礎控除申告書**」では、**改正後の合計所得金額に対応する基礎控除額が正しく記載されているか確認が必要です。**
- ・**配偶者に給与所得がある場合、「配偶者控除等申告書」において改正後の給与所得控除額を適用し、合計所得金額を正確に算出することが求められます。**

**注：**改正後は控除額が段階的に変わるため、前年の数値をそのまま転記しないよう注意が必要です。

### **改正適用のタイミングに注意！**

今回の改正は令和7年12月1日施行です。そのため、11月30日以前に支払われた給与分については改正前の法令を適用します。

- ・**令和7年11月30日以前に最後の給与を受けた従業員は、年末調整では改正前の控除を適用します。**  
**改正後の控除を受けるには、翌年の確定申告で適用する必要があります。**

**注：**支給日基準で改正適用の可否が分かれるため、年末支給スケジュールを確認のうえ、対象者を事前に把握しておくことが大切です。

### **支払時期による控除計算の取り扱い**

給与支払日が11月30日以前の場合は、改正前の所得控除を用いて計算します。

たとえ配偶者や扶養親族が12月以降に給与を受け取っていても、本人の年末調整では旧基準で判定します。

具体的には...

- ・所得金額の算出には改正前の給与所得控除額（55万円）を使用
- ・所得制限は「48万円以下」で判定

このため、控除対象外となるケースもある点に注意が必要です。

- 注：**令和7年分は「改正前・改正後」が混在する過渡期です。  
支給日と申告書の整合性を確認し、誤適用を防ぎましょう。



### **まとめ**

令和7年分の年末調整では、所得制限や控除額の改正に加え、支給時期による取扱いの差異が生じます。

様式は従来そのままですが、記載内容や基準は大きく変わっています。

早めの情報共有と社内チェック体制の整備が、誤りのない年末調整への第一歩です。